特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 6 | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

匝瑳市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

匝瑳市長

公表日

令和5年3月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
|---|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税に関する事務 |
| ②事務の概要 | 個人住民税は地方税法(昭和25年法律第226号)第3章第1節(市町村民税)及び第2章第1節(道府県民税)に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下「個人住民税」という。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以下「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下「個人道府県民税」という。)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収を実施するものである。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 (1)課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) (2)納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3等) (3)他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。 (4)情報ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報・連携ファイル関係情報を取得し、個人住民税の還付等に活用する。 |
| ③システムの名称 | (1)個人住民税システム (2)確定申告システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム (5)統合宛名システム (6)中間サーバー (7)地方税電子申告支援サービス (8)課税資料イメージ管理サービス |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 |
| (1)課税対象者情報ファイル (2)課税資料情報ファイル (3)課税台帳情報ファイル (4)確定申告情報ファイル (5)収納情報ファイル (6)滞納情報ファイル (7)宛名情報ファイル (8)地方税電子申告情報ファ (9)課税原票イメージファイル (10)口座情報ファイル | イル |

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条及び別表第一の第16及び101の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる各項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。)市町村民税(個人に係るものに限る。)に関する情報を定める各条 【情報照会】 ・番号法別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27及び121の項)・省令第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号 | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | |
| ①部署 | 税務課 | | | |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | |
| | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 111111111111111111111111111111111111111 | | | |
| 請求先 | 匝瑳市役所税務課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0087(直通) | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ | | | |
| 連絡先 | 匝瑳市役所税務課 郵便番号289-2198 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479-73-0087(直通) | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|--------|---|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|--|-------------|------------|--|--|--|--|
| _ | 項目評価書 | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。 | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(作 | 青報提供ネットワークシ | ステムを通じた入 | 手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | | フークシステムを通り | | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | [|]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [〇] 自己点検 | [] 内部 | <u></u> 图監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行ってい | る] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |

変更箇所

| 変更箇層 | 変更箇所 | | | | | | | |
|--------------------------|-----------------|--|--|------|-----------|--|--|--|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 | | | |
| | I-5-2)所属長 | 税務課長 伊藤久夫 | 税務課長 山下愼一 | 事後 | | | | |
| 平成29年8月31日 | | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年5月1日 時点 | 事後 | | | | |
| 平成29年8月31日 | II-2 | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年5月1日 時点 | 事後 | | | | |
| 平成31年2月1日 | I-1-③システムの名称 | (1) 個人住民税システム (2) 宛名・納付システム (3) 確定申告システム (4) 収納管理システム(COKAS-R/ADII) (6) 滞納管理システム(THINK TAX) (7) 団体内統合宛名システム (8) 中間サーバ | (1)個人住民税システム (2)確定申告システム (3)収納管理システム (4)滞納管理システム (5)統合宛名システム (6)中間サーバー (7)地方税電子申告支援サービス (8)課税資料イメージ管理サービス | 事前 | | | | |
| 平成31年2月1日 | I −2特定個人情報ファイル名 | (1)課税対象者情報ファイル (2)課税資料情報ファイル (3)課税台帳情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)住民票情報ファイル | (1) 課税対象者情報ファイル (2) 課税資料情報ファイル (3) 課税台帳情報ファイル (4) 確定申告情報ファイル (5) 収納情報ファイル (6) 滞納情報ファイル (8) 地方税電子申告情報ファイル (9) 課税原票イメージファイル | 事前 | | | | |
| | I-5-②所属長 | 税務課長 山下愼一 | 税務課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更 | | | |
| 平成31年2月1日 | | 平成29年5月1日 時点 | 平成31年1月1日 時点 | 事後 | | | | |
| 平成31年2月1日 令和2年10月20日 | | 平成29年5月1日 時点 | 平成31年1月1日 時点 | 事後 | 1 | | | |
| 令和2年10月20日 令和2年10月20日 | | 平成31年1月1日 時点 平成31年1月1日 時点 | 令和2年9月1日 時点 令和2年9月1日 時点 | 事後事後 | 1 | | | |
| 令和5年3月28日 | Ⅰ-2特定個人情報ファイル名 | (1)課税対象者情報ファイル (2)課税資料情報ファイル (3)課税台帳情報ファイル (4)確定申告情報ファイル (5)収納情報ファイル (6)滞納情報ファイル (7)宛名情報ファイル (8)地方税電子申告情報ファイル (9)課税原票イメージファイル | (1) 課税対象者情報ファイル (2) 課税資料情報ファイル (3) 課税台帳情報ファイル (4) 確定申告情報ファイル (5) 収納情報ファイル (6) 滞納情報ファイル (7) 宛名情報ファイル (8) 地方税電子申告情報ファイル (9) 課税原票イメージファイル (10) 口座情報ファイル | 事前 | | | | |
| 令和5年3月28日 令和5年3月28日 | | 令和2年9月1日 時点 令和2年9月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 令和5年3月1日 時点 | 事後事後 | | | | |
| 令和5年3月28日 | Ⅰ-4-②法令上の根拠 | 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる各項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。) 市町村民税(個人に係るものに限る。)に関する情報を定める各条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法第19条第7号 ・番号法第3条第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)・省令第20条 | 【情報提供】 - 番号法第19条第8号 - 番号法第19条第8号 - 番号法別表第二 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報)が含まれる各項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省今」という。) 市町村民税(個人に係るものに限る。)に関する情報を定める各条 【情報照会】 - 番号法別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、音号法別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、2個(事務)に「地方税法その他の地方税に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27及び121の項)・省令第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、2条及び9条・公的格付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条7号 | 事後 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 1 | | | |